

写

ごみ処理手数料等の改定について
(答申)

令和8年5月1日
亀岡市循環型社会推進審議会

令和8年5月1日

亀岡市長 桂川 孝裕 様

亀岡市循環型社会推進審議会
会長 原田 禎夫

ごみ処理手数料等の改定について（答申）

令和7年10月28日付け7資第1273号で諮問のごみ処理手数料等の改定について、本審議会で審議した結果、別紙のとおり考え方をまとめ、意見として答申します。

はじめに

亀岡市においては、2023年（令和5年）3月に策定された亀岡市ゼロエミッション計画に掲げられた「それって本当にごみ？ 人と資源が環る持続可能なまちづくり～みんなで力を合わせて次の世代につなぐ“ふるさとかめおか”～」を基本理念に、目標年度である2033年度（令和15年度）に向けて2021年度（令和3年度）と比較して「ごみ排出量の16%削減」、「資源化率50%」の達成を目指して、各種施策が進められている。

亀岡市が運営するごみ処理施設については、焼却処理施設である桜塚クリーンセンターは竣工から29年経過していることで老朽化が進み、修繕経費が上昇しており、近い将来にはごみ処理の広域化も含めた今後のあり方についての検討が必要になってきている。また、埋立て処分場であるエコトピア亀岡は竣工から19年経過しており、埋立て処分ができる期間にも限りがある。そのことから、廃棄物処理量の低減を図り、各施設への負担を軽減することが市民共通の喫緊の課題であると認識している。

こうした課題を解決すべく、亀岡市においては、2020年度（令和2年度）から開始した埋立てごみを資源化物と埋立て処分する物に選別する「埋立てごみ中間処理事業」や、2023年度（令和5年度）から実施した「ごみの分別区分の拡大」や「ごみ袋の名称変更」により、2024年度（令和6年度）にはごみ排出量を約9%削減でき、ごみの減量化について一定の成果を挙げられてきた。

しかしながら、亀岡市内のごみ処理の現状をみると、昨今の物価高騰や社会情勢の影響による処理施設の維持管理経費を中心とした処理費用の上昇に加え、粗大ごみの施設への持込量の大幅な増加など市民の排出動向が変化する中で、事業系ごみの削減は進んでおらず、資源化率も20%弱にとどまっている状況にある。

このような現状を打破し、ゼロエミッション計画に掲げた目標を達成するためには、循環型社会へと市民の意識変容や行動変容を促し、廃棄物処理から循環型社会へ移行する社会構造の変革を進める仕組み作りが必要である。

については、循環型社会の形成をより一層推進するために、以上のことを申し添えて当審議会の答申とする。

ごみ処理手数料等の改定について

1 諮問趣旨

本市では、亀岡市循環型社会推進条例に基づき、市内の家庭から排出される燃やすすしかなないごみや埋立てるしかないごみについては、受益者負担の観点から、有料袋（1Lあたり1円）を採用しており、資源ごみについては、ごみ袋の指定は無く、処理施設へ搬入する際の処理手数料も徴収していません。

また、粗大ごみ及び事業系ごみを処理施設へ直接搬入した場合には、10kgあたり180円の手数料を徴収し、粗大ごみを各家庭から収集する場合には、品目ごとに分類のうえ、手数料を徴収しているところです。

現在、徴収した手数料はごみ処理費用に充当しているところですが、徴収金額では、ごみ処理費用に対して不足しており、多くの不足分を税金で賄っています。

また、受益者負担の観点から、適切にごみを減量いただいている市民の方が報われる施策とするために、ごみ処理手数料等を見直し、適切な受益者負担を求めていく必要があるものと考えているところです。

つきましては、下記ごみ処理手数料等の改定について、貴審議会に意見を求めるものであります。

- ・燃やすすしかなないごみ袋・埋立てるしかないごみ袋の料金
- ・資源ごみの処理手数料
- ・処理施設へ搬入する際の処理手数料
- ・粗大ごみの品目見直し及び処理手数料

2 審議結果（答申）

亀岡市循環型社会推進審議会では、2025年（令和7年）10月28日付けで亀岡市から「ごみ処理手数料等の改定について」の諮問を受けたことから、4回の審議会で精力的に議論を重ねてきた。

近年の物価高騰や社会情勢の影響により、ごみ処理費用の上昇を鑑みて、処理手数料を改定することは、一定、理解するものである。

しかしながら、現在の社会状況をみても経済的困窮等の様々な理由により、生活支援を必要とする方たちが増加傾向にある。こうした中でも、ごみの排出は日常かつ避けられないことでもあることから、そういった方たちを置き去りにしない対策を福祉分野と連携しながら検討していくことを要望する。

また、燃やすすしかなないごみ・埋立てるしかないごみと資源ごみの処理手数料に差を設けることによる更なる資源化への誘導や、生ごみ処理機等の活用によるごみの減量化に取り組むことで、市民の負担軽減及び地域での資源循環につながるような仕組み作りも必要になってくると考える。

以上のことから、当審議会としての基本的な考え方を答申するものであり、今後は、市民、事業者へのきめ細やかな周知により理解と協力を得る中で、具体的な施策の推進に努められることを願う。

(1) 燃やすしかないごみ袋・埋立てるしかないごみ袋の料金および資源ごみの処理手数料

資源ごみが有料化された場合、燃やすしかないごみ・埋立てるしかないごみとの料金差が小さくなるようなことがあれば市民の分別意欲が削がれ、分別率が低下する恐れがあるため、資源ごみと既存ごみ袋との料金差については、市民の排出動向を勘案しながら慎重に設定していく必要がある。

一方で、資源ごみと既存ごみ袋との料金差を広げる形で料金改定を行った場合には、資源化への更なるインセンティブを高めることができ、市民排出における資源化への誘導が促進できるものとする。

以上のことから、ごみの発生抑制には引き続き努めることとしながら、現時点では資源ごみの有料化は行わず、既存ごみ袋を現行料金の2倍である「1Lあたり2円」とする改定を行うことで、市民のリサイクルの動機づけを高めることができ、より効果的な資源化への排出誘導が行えるものとする。

また、ごみ袋の料金改定については、市民生活への影響も大きいことから、市民に対して丁寧な周知を行い、理解と協力を得る中で実施していくように要望する。

(2) 処理施設へ搬入する際の処理手数料

処理施設へ直接搬入されるごみについては、大半が事業系一般廃棄物であり、これまでは事業系一般廃棄物の減量および資源化に踏み込めていなかったことから、事業者に対する分別のインセンティブを機能させるためにも、市民負担と同程度の負担増（現行料金の2倍）を求めることに加え、国の指針でも処理原価相当（令和6年度燃やすしかないごみの処理費：374円/10kg）の料金を徴収することが望ましいとされているため、「10kgあたり360円」とする改定を行うことで、受益者負担の適正化につながるものとする。

また、この手数料改定に合わせて、一般廃棄物の適正な処理を推進するためにも、展開検査などの実施による事業者への動機づけを行うと同時に、資源化に向けたごみ分別について、より一層周知することを要望する。

(3) 粗大ごみの処理手数料及び品目見直し

粗大ごみの処理施設への搬入手数料については、搬入量が増加傾向にあることや不正な越境ごみの対策という観点からも、近隣市の手数料状況を勘案する中での事務局の料金改定案は合理的である。

家庭収集については、現在は品目別に料金が設定されていることで手数料区分が多岐にわたっているため、手数料区分を簡略化することによる市民に分かりやすい料金体系への改定は適当であると考えます。

以上のことから、粗大ごみの処理手数料及び品目見直しの改定については、下記のとおり、改定とすることが望ましいといえます。

また、今回の品目見直し及び手数料改定をきっかけに不法投棄の増加に繋がらないよう、今後とも、手数料改定の影響を注視しながら不法投棄対策に取り組むことを要望する。

○処理施設への搬入手数料

搬入量が50kg以下 → 一律1,000円

搬入量が50kg超え → 一律1,000円+400円/10kg

○家庭収集の品目

長さを基準とした4区分に見直し

1m未満 → 600円

1m以上1.5m未満 → 1,000円

1.5m以上2m未満 → 1,400円

2m以上3m未満 → 1,800円

付属書類

- 1 一般廃棄物分別種別の拡大及びごみ袋等の手数料の改定について（諮問）
- 2 亀岡市循環型社会推進審議会開催経過
- 3 亀岡市循環型社会推進審議会委員名簿

諮問書

亀岡市

7資 第1273号
令和7年10月28日

亀岡市循環型社会推進審議会
会長 原田 禎夫 様

亀岡市長 桂川 孝裕

ごみ処理手数料等の改定について(諮問)

亀岡市循環型社会推進条例施行規則第3条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

1 諮問事項

(1) ごみ処理手数料等の改定について

- ・燃やすしかないごみ袋、埋立てるしかないごみ袋の料金
- ・資源ごみの処理手数料
- ・処理施設へ搬入する際の処理手数料
- ・粗大ごみの品目見直し及び処理手数料

2 諮問趣旨

別紙のとおり

(1) ごみ処理手数料等の改定について

本市では、亀岡市循環型社会推進条例に基づき、市内の家庭から排出される燃やすしかないごみや埋立てるしかないごみについては、受益者負担の観点から、有料袋（1Lあたり1円）を採用しており、資源ごみについては、ごみ袋の指定は無く、処理施設へ搬入する際の処理手数料も徴収しておりません。

また、粗大ごみ及び事業系ごみを処理施設へ直接搬入した場合には、10kgあたり180円の手数料を徴収し、粗大ごみを各家庭から収集する場合には、品目ごとに分類のうえ、手数料を徴収しているところです。

現在、徴収した手数料はごみ処理費用に充当しているところですが、徴収金額では、ごみ処理費用に対して不足しているのが現状であり、多くの不足分を税金で賄っております。

また、受益者負担の観点から、適切にごみを排出いただいている市民の方が報われる施策とするために、ごみ処理手数料等を見直し、適切な受益者負担を求めていく必要があるものと考えているところです。

つきましては、下記ごみ処理手数料等の改定について、貴審議会に意見を求めるものであります。

- ・燃やすしかないごみ袋、埋立てるしかないごみ袋の料金
- ・資源ごみの処理手数料
- ・処理施設へ搬入する際の処理手数料
- ・粗大ごみの品目見直し及び処理手数料

亀岡市循環型社会推進審議会開催経過

1. 第57回審議会 令和7年10月28日(火)

(1) 諮問

ごみ処理手数料等の改定について（諮問）

(2) 報告事項

- ・ 指定ごみ袋の仕様変更について
- ・ 使用済紙おむつの分別収集について
- ・ 粗大ごみの予約制導入について

(3) 審議事項

ごみ処理手数料等の改定について（その1）

2. 第58回審議会 令和8年2月18日(水)

(1) 審議事項

ごみ処理手数料等の改定について（その2）

3. 第59回審議会 令和8年3月24日(火)

(1) 審議事項

ごみ処理手数料等の改定について（その3）

4. 第60回審議会 令和8年4月21日(火)

(1) 審議事項

ごみ処理手数料等の改定について（その4）

亀岡市循環型社会推進審議会第13期委員名簿

選任区分		役職等	フリガナ 氏名	備考
学識経験者		京都先端科学大学 バイオ環境学部バイオ環境デザイン学科准教授	タカサワ ノブエ 高澤 伸江	
		京都府立大学 環境科学部環境デザイン学科教授	ヤマカワ ハジメ 山川 肇	
		公益財団法人環境かめおか 理事長	オオニシ ミツハル 大西 光治	
関係団体 又は機関	推薦	亀岡市自治会連合会 幹事	ホウキ ヨシタカ 法貴 良好	
		亀岡市環境基本計画推進会議 委員	イノウエ ヤスハル 井上 保治	
市民	公募	市民団体 特定非営利活動法人プロジェクト保津川	ハラダ サダオ 原田 禎夫	会長
		市民団体 特定非営利活動法人NPO亀岡人権交流センター	モリ エミコ 杜 恵美子	副会長
		市民 一般社団法人みんなの居場所 ORCA	ナカガワ キミコ 中川 貴美子	
		市民	マツオ カズミ 松尾 和美	
その他	推薦	スーパー・量販店代表 カインズ亀岡店 店長	アカホリ マサミチ 赤堀 正道	
関係団体 又は機関	推薦	亀岡市小学校校長会 稗田野小学校長	ヒライ マリコ 平井 眞理子	
	推薦	亀岡市中学校校長会 詳徳中学校長	コクフ ミコキ 國府 美幸	